

補助します!

結婚  
新生活支援  
補助金

# 結婚に伴う新生活の スタートアップ費用

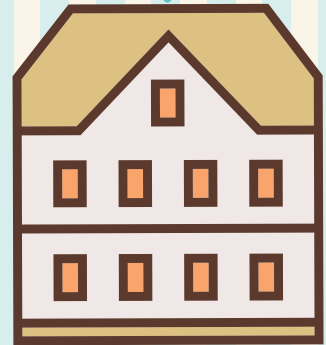
令和3年1月1日～令和4年2月28日までの間に  
婚姻届を提出し、受理された夫婦



住宅の  
取得費



賃料、敷金、礼金、  
共益費、仲介手数料



引越し費用



補助金の  
上限額

世帯所得が400万円未満の場合…1世帯当たり最大30万円  
世帯所得が400万円以上622万円未満の場合…1世帯当たり最大15万円

手続の  
流れ

①交付申請(申請者)→②交付決定(町)→③補助金支払(町)

申込み

申請期間 令和3年6月1日(火)から令和4年2月28日(月)まで  
※提出書類等詳しい条件は、裏面・町ホームページをご確認ください。  
※予算上限に達し次第、終了します。

詳しくはこちら



# 結婚新生活支援補助金



## 補助要件

- ①令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出、受理された夫婦
- ②夫婦共に**婚姻日における年齢が39歳以下**
- ③世帯の所得(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した額)が**622万円未満**  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が622万円未満  
※申請時に無職の場合は、所得なしとみなします。
- ④他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑤過去に本補助を受けたことがない(他自治体も含む)
- ⑥三世帯近居等定住促進補助金の交付を受けていない
- ⑦町税の滞納がない(世帯全員)
- ⑧東浦町内に定住する意思がある
- ⑨世帯の構成員全員が、暴力団関係者でない(世帯全員)
- ⑩補助対象住宅に住所を有する
- ⑪対象となる住宅が以下のいずれにも該当すること
  - ・東浦町内の市街化区域内にある
  - ・名義人に夫若しくは妻が含まれている
  - ・建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たしている
  - ・建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は交付申請時までに同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅
  - ・交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準をいう。)以上の住戸専用(専有)面積の住宅
  - ・賃貸を目的としていない(住宅取得の場合)
  - ・公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていない(住宅取得の場合)
  - ・所有者が夫又は妻の3親等以内の親族でない(賃貸借の場合)

## 提出書類



- ①結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1)
- ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ③住民票(夫及び妻)
- ④所得証明書(令和3年度(令和2年中所得分)(夫及び妻)  
※令和3年1月1日現在の住所地で発行可能
- ⑤離職票、退職証明書等(無職の場合)
- ⑥貸与型奨学金の返還額がわかる書類(奨学金の貸与を受けている場合)
- ⑦請負契約書又は売買契約書の写し(住居取得の場合)
- ⑧賃貸借契約書の写し(賃貸借の場合)
- ⑨住宅手当の支給についてわかる書類(当該住所地における住宅手当の記載された給与明細の写し又は住宅手当支給状況証明書(様式第2)) (賃貸借で住宅手当の支給がある場合)
- ⑩対象となる住居が新耐震基準に適合していることがわかる書類(重要事項説明書等)
- ⑪対象となる住宅の所在地及び住戸専用面積がわかる書類(重要事項説明書等)
- ⑫住宅の取得費、賃料(最大1ヶ月分)、敷金、礼金、共益費(最大1ヶ月分)、仲介手数料及び引越費用の領収書(支払者氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載が必要です。)
- ⑬納税証明書(未納がない証明書)
- ⑭口座番号が分かる書類の写し(通帳等)
- ⑮アンケート  
※②・③・④・⑬については、本町の保有する公簿で確認できる場合は不要

詳しくはこちら

問い合わせ／東浦町役場 企画政策課 企画政策係

TEL0562-83-3111 (内線 290)

